

## 第836回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年1月17日（木）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

### 1 出席点呼

### 2 開会宣言

### 3 第835回教育委員会会議録の承認について

### 4 第836回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 教育長報告

（1）大川小学校事故に関する検証について（義務教育課）

### 6 課長報告等

（1）県立学校の教職員の健康管理対策等について（福利課）

（2）学校評価等実施状況調査（平成23年度間）の結果について  
（義務教育課・特別支援教育室・高校教育課）

（3）平成25年度学齢超過者の編入学受入について（特別支援教育室）

（4）通学路における緊急合同点検の結果について（スポーツ健康課）

### 7 資料（配付のみ）

（1）平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（高校教育課）

### 8 次回教育委員会の開催日程について

### 9 閉会宣言

## 第 8 3 6 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 5 年 1 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 吉田文化財保護課副参事兼課長補佐 外
- 5 開 会 午後 1 時 3 1 分
- 6 第 8 3 5 回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第 8 3 6 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 教育長報告  
(1) 大川小学校事故に関する検証について  
(説明者: 教育長)  
大川小学校事故に関する検証について, 御報告申し上げます。  
資料は, 1 ページから 5 ページとなる。  
資料 1 ページを御覧願いたい。今回の東日本大震災の津波により, 学校管理下において, 児童 7 4 名, 教職員 1 0 名が犠牲となった石巻市立大川小学校の事故に関し, このほど, 第三者による検証委員会が設立されることとなったため, これまでの経緯等について御報告申し上げます。  
本来, 安全で安心して生活できる学校の場合において, 多くの犠牲者が出たことは痛恨の極みであり, 二度とこのような事故が繰り返されることのないよう, しっかりと検証を進めていく必要があるとの認識から, 県教育委員会としては, これまで, 学校の設置者である石巻市教育委員会に対して, その取組を促してきたところである。  
「1 経緯」であるが, 事故発生以来, 石巻市教育委員会は, 犠牲となった児童の御遺族に対して, 事故発生時の状況や, 事故後の学校及び市教育委員会の対応等に関する説明会を実施してきたところであるが, なかなか御遺族の納得が得られない状況にあったことから, 第三者機関による検証を実施することとしたものである。その検証に関する予算については, 平成 2 4 年 6 月の石巻市議会定例会において, “御遺族の合意を得てから執行すること”との附帯決議が付された上で議決されたところである。しかしながら, その後も御遺族の合意を得るには至らず, 第三者機関の設置に関する進展が見込めない状況にあったが, 平成 2 4 年 8 月, 当時の平野文部科学大臣が大川小学校を訪問したことを機に, 御遺族から文部科学省に対して, 事故の真相究明と検証等について支援してほしい旨の強い要請があった。これを受け, 文部科学省として積極的に働きかけを行うこととし, 公正中立な検証を進めることができるよう, 県教育委員会とともに主導していくこととしたものである。平成 2 4 年 1 1 月には, 御遺族, 文部科学省, 県教育委員会, 石巻市及び石巻市教育委員会による 4 者円卓会議を 2 回開催し, 検証の進め方についての説明や意見交換を行うとともに, 検証委員会の基本的な考え方や枠組み, 検証に関する受託機関, 委員の人選, 検証スケ

ジュールを提示し、御遺族の一部に異論はあるものの、大方の理解は得られたものと判断するに至ったところである。これを受けて、市教育委員会は、平成24年12月の石巻市議会定例会において、4者円卓会議での御遺族との話し合いの状況等を報告し、検証に関する予算の繰越明許費が12月21日に議決された。さらに、12月27日には石巻市と第三者検証委員会の事務局を担うこととなる「株式会社 社会安全研究所」との間で検証業務の委託契約が締結され、今後、第三者検証委員会において事故の検証が進められることとなった。

次に、「2 第三者検証委員会の設置について」について、今回設置される第三者検証委員会の「(1) 基本的な考え方」であるが、当該事故に関して、事故当日及びそれ以前の学校の状況や教育委員会の対応等について、公正中立かつ客観的に検証するとともに、その検証を踏まえた教訓を後世に残すことにより、今後の同様の事故の再発防止に役立て、ひいては全国の学校防災の改善に資することを目的とするものである。その検証業務については、石巻市が外部機関に委託し、その委託先が検証委員会を設置し、検証作業に当たることとなるが、検証業務の公正性・中立性を担保するため、国及び県が指導・監視することとしている。また、検証委員会は、石巻市・石巻市教育委員会から独立してゼロベースで検証を行うこととしている。その際には、市教育委員会や御遺族が収集した種々の材料を参考としつつ、関係者ヒアリングや現地視察等を改めて行い、それらの情報は、可能な限り積極的に公開するとともに、適時、説明及び報告を行うこととしている。

次に、資料2ページ上段の「(2) 検証委員会の枠組み」であるが、3ページの別紙1「大川小学校事故検証のイメージ」により御説明申し上げる。資料中央の少し右側の点線枠に記載している「文部科学省及び県教育委員会」は、石巻市からの独立性に十分配慮しつつ、法律に基づき市教育委員会に対する指導助言を行うとともに、公正性・中立性を担保するため、検証委員会事務局の業務を指導・監視こととしている。その検証委員会事務局は、中央下段に記載のとおり、石巻市から委託を受けた「株式会社 社会安全研究所」が担うこととなり、必要に応じて、他の専門的知見を有する機関の協力を得て業務を行うこととなる。委託先の「株式会社 社会安全研究所」の概要については、資料4ページの別紙2に記載のとおりである。また、検証委員会事務局は、文部科学省及び県教育委員会の指導の下、検証委員会を設置する。その検証委員会委員は、事故調査、自然災害、防災教育等の専門家、法曹関係者に加え、遺族の視点を有する者として、過去に発生した事故や自然災害の犠牲者の遺族等、多様な有識者で構成することとしている。具体的な委員名については、資料5ページの別紙3に記載のとおりである。当該検証委員会は、「①事故前の学校防災に関する取組状況等について検証を行う作業チーム」と「②事故発生時の避難行動等について検証を行う作業チーム」を編制し、その作業チームにおける調査・分析の結果に基づき検証を行うこととなる。また、各作業チームは、御遺族、市教育委員会をはじめとする関係者から資料の提供を受けて調査・分析を行うとともに、専門的知見を有する者の協力も得た上で、関係者からのヒアリング等を実施することとしている。

資料2ページにお戻り願いたい。次に、「(3) 検証の主な論点例」であるが、1点目として「学校の置かれた環境及び事故前の学校・教育委員会の取組状況」、2点目は「事故発生時の避難行動」、3点目は「今回の事案から見た今後の学校防災に関する提言」となる。

なお、この検証委員会の目的は、事故の原因究明及び再発防止であることから、事故前後における関係当局や関係者の対応に関する法律上・行政上の責任追及は目的としないこととしている。ただし、「(4) 検証結果に対する対応」に記載のとおり、今回の第三者機関による検証結果を受け、関係当局が何らかの法律上・行政上の措置を講ずる必要があると判断した場合には、必要に応じて適切な措置を講ずることとなる。

最後に、「3 今後の主なスケジュール」であるが、第1回検証委員会は、2月上旬を目途に日程を調整しており、その後、本年6月頃に中間取りまとめを行い、12月頃に最終報告を行う予定としている。

県教育委員会としては、多くの子どもたちや教職員が犠牲となった今回の事故の教訓を今後の学校防災に生かすためにも、事故の検証は欠かせないものであると認識しており、文部科学省とともに、公正中立な検証が進められるよう努力してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- 佐 竹 委 員 長      ゼロベースから検証を進めることは、とても大切であると思う。現状では、報道機関からの情報やうわさ話等による情報が錯綜し、正しい認識や真実が不明瞭な状態で伝わっている。震災で亡くなられた児童及び教員や大川小学校に関する資料等を目にする都度、とても胸が痛む。教育委員会では、子どもたちなどの大切な命を預かっていることから、今回の検証では、すべてのことを明確にするとともに、御遺族の方々にもできるだけ納得いただける結果となるよう努めていただきたい。この第三者検証委員会の発足については、非常に大切であり、効果的であると思う。すべての御遺族の方々になんてしていただくことが理想であるが、その方々は、今も心に痛みを抱えていると思うので、その気持ちを少しでも収めていただけるような検証となることを大いに期待している。
- 青 木 委 員 長      御遺族の一部に不満があるとの説明であったが、それはどのような部分について不満を持っているのか。今回の検証は、非常に客観的な観点から進められていると思うが、それでも不満と感ずる部分があるのか。
- 教 育 長      これまで2回開催した円卓会議の中で、御遺族から検証委員の人選に係る御意見等をいただいた。その意見も踏まえながら、最終的な人選案を提示し、御理解いただけるよう努めてきたところである。
- 青 木 委 員 長      一部不満があると感じていることは何か。
- 教 育 長      今回の検証委員会の人選について、御遺族全員が、すべて納得していない部分があった。その部分について、御遺族に対して説明等を行い、おおよその理解をいただいている。石巻市教育委員会では、そのような経緯等を市議会に報告し、その結果、当該検証に関する予算が認められた状況にある。
- 青 木 委 員 長      検証委員会設置に不満を持っているとのことではないと理解した。子どもを亡くされた御遺族の方々には、やるせない気持ちがあり、今回の検証結果が出たとしても十分に納得できない部分もあると思う。これまでの市教委の対応等について、多くの不満や問題点があったと思われるので、できるだけ詳細に分析していただき、御遺族の心情を少しでも和らげられるよう努めていただきたい。
- 伊 藤 委 員 長      1 ページの一番下に「検証状況や結果の説明・報告を適時行う」と記載されており、また、2 ページの「3 今後の主なスケジュール」では、「平成25年6月頃に中間取りまとめ」、「平成25年12月頃に最終報告」することとなっているが、これらは情報公開することを前提として進められるものと理解して良いか。
- 教 育 長      中間及び最終報告の取りまとめ結果については、当然ながら公表していくこととしている。検証委員会の会合は原則公開としており、その内容や取りまとめ結果についても、機会を設けて御遺族の皆様にも説明していくこととしている。
- 佐 竹 委 員 長      御遺族に対する説明については、可能な限り速やかに報告していくよう特に配慮していただきたい。御遺族の中には、なかなか納得がいかない方もいると思われるため、検証の進捗状況や最新の取組状況等、できるだけ多くの情報を発信していただき、最新の情報を共有できるよう努めてほしい。御遺族の方々の痛んでいる心が少しでも癒えるよう、特別の配慮をお願いする。
- 遠 藤 委 員 長      公正中立かつ客観的な検証を進めていくこととされているが、御遺族の方々によっては、その見解が異なると思う。そのような中で、御遺族の方々の理解を求めていくためには、真摯な対応と御遺族との信頼関係の構築を今回の検証と並行して進めていく必要があると思う。今回の検証では、その結果をまとめ、再発防止を図ることを目的としていると思うが、御遺族の心情を十分に踏まえた上で、検証を進めていく必要があると思う。今年の12月が最終報告の時期とされているが、時間の経過とともに記憶が風化する恐れもある。様々な情報が飛び交っていることもあり、自分で見聞きしてきたことが「本当にそうだったのか」と記憶自体が曖昧になっていく可能性もある。今回の検証に

委員長

当たっては、ある面では非常に丁寧に、一方では、急いで進めていく必要があるため、関係される方々には特に留意した上、作業に取り組んでいただきたい。

この検証については、全国民が関心を持っていることである。検証委員会には御努力いただき、御遺族の方々にも納得いただける検証となることを期待したい。

## 9 課長報告等

### (1) 県立学校の教職員の健康管理対策等について

(説明者：福利課長)

県立学校の教職員の健康管理対策等について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから3ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、教職員の健康管理を図るため、宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校時間等の把握に努めており、今回、その導入時から3ヶ月分の状況を取りまとめたので、その内容を御報告するものである。この健康管理対策実施要領では、教職員の健康を守るため、正規の勤務時間外における在校時間等を把握することで、一定の基準に該当した場合に、本人の希望に応じて指定医師の面接を実施し、自己の健康管理について助言指導を受けていただくこととしている。一定の基準とは、正規の勤務時間外における在校時間が、月80時間を超えた場合、月45時間を超えた月が、3月以上連続した場合、所属長が健康への配慮が必要と認めた場合となる。

まず、「2 月80時間を超えた教職員の状況」の「(1) 該当した教職員数とその割合」であるが、いずれの月も高等学校、中学校、特別支援学校の順に多く、9月は、高等学校が612人、中学校14人、特別支援学校7人であったが、10月にはそれぞれ増加し、高等学校が1,014人、中学校15人、特別支援学校10人となっている。また、11月は、高等学校が511人、中学校10人、特別支援学校2人であった。特に、10月の高等学校の該当者数が大幅に増加しているが、これは、文化祭や発表会での文化部の活動、新入大会の参加に伴う運動部の活動時間が増えたことなどが要因として考えられている。また、高等学校、特別支援学校、中学校別の全教職員に占める該当者数の割合については、いずれの月も中学校、高等学校、特別支援学校の順に高くなっている。3ヶ月の中では10月の割合が高く、中学校で全教職員の46.9%、高等学校で24.6%、特別支援学校で0.7%となっている。

次に、「(2) 時間数の割合」であるが、月80時間を超えた時間数の割合は、各所属ともほぼ80時間以上100時間未満が多く、次に100時間以上120時間未満が多くなっている状況であった。

資料2ページを御覧願いたい。「(3) 従事内容の概要」であるが、どんな業務で在校していたのか、その従事内容について、高等学校は「部活動・課外活動」や「教材研究・教科指導」の順に比率が高く、次に「問題作成・採点」となっている。特別支援学校では、「その他」が多く、次いで「部活動・課外活動」が多くなっている。「その他」の業務は、主として学校運営事務や危機管理等となる。中学校では、「部活動・課外活動」や「教材研究・教科指導」が多くを占めている。

続いて、「3 月45時間超を3月以上連続した教職員の状況」については、高等学校、特別支援学校、中学校の順に多く、高等学校が1,295人で、当該校種の全教職員に占める割合は31.3%、特別支援学校59人、同じく全教職員に占める割合は3.8%、中学校21人であり、中学校の全教職員に占める割合は65.6%であった。

続いて、「4 所属長が健康への配慮が必要と認める教職員数」は、記載のとおり合計23人であるが、このうち面接を希望した者は13人となっている。

資料3ページを御覧願いたい。「5 面接の実施状況等」であるが、面接希望者52人のうち指定医師による面接を実施した者が12人、文書指導等は3人となっている。

最後に、「6 今後の対応」であるが、今後、年間をかけて調査を行った上、その傾向を見て教職員の正規の勤務時間以外の在校時間等の縮減に向け、具体的な対応策を検討してまいりたい。また、学校現場と県教委が一体となって教職員の健康管理に努めていくことが重要であるため、所属長に集計結果を示し、各所属においても、この集計結果を活用した検討を行うよう周知してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 この集計結果は、中・高・特別支援学校に区分されているが、そのうち被災した学校と、それ以外の学校とで区分した数値はあるのか。

福 利 課 長 被災地等で区分した数値は把握していない。

佐 竹 委 員 そうすると、県全体の県立学校における9月から3ヶ月分の在校時間の傾向を把握したものと認識して良いか。

福 利 課 長 そのとおりである。

佐 竹 委 員 指定医師による面接について、基準となる時間数を超えた教員を対象とし、その希望者だけ、再度の面接を実施しているものと理解して良いか。

福 利 課 長 面接については、まず、労働安全衛生法に義務規定があり、「月100時間以上で、本人の申出があった場合に実施する」こととされている。その規定とは別に、県教委独自の基準等があり、月80時間を超えた者、月45時間超を3月以上連続した者、それ以外に所属長が認めた者も対象としている。本人が希望し、所属長や校長が「この方は面接が必要ではないか」と認めた場合には、面接を実施できることとしている。

佐 竹 委 員 逆に考えれば、基準に達しない方、面接を希望しない方については、粛々と仕事を続けているのではないかと思う。規定等に基づき面接していることは理解したが、そういう方々の負担をできるだけ少なくした上で、健康管理に関する対策を確立していかなければ、身体的にも精神的にも疲弊する可能性がある。先生方に何かあった場合には、生徒に対する影響も大きいと思うので、必要と思われる方には呼び掛けを強めていただき、できるだけ多くの方に面接を受けていただけるよう取り組んでいただきたい。

もう1点、月80時間等の場合は、通常の勤務時間を超過して勤務していると思うが、これに対する手当はどうなっているのか。

福 利 課 長 1点目の面接の呼び掛けについては、委員御指摘のとおりである。所属長が認める場合の面接の実施等について、各所属に対して幅広く周知しており、そのような呼び掛けも含め、教職員の健康管理に努めていきたい。また、9月分の報告内容で、1ヶ月間、週休日等の休暇を取得していない教職員もいたため、福利課としては、健康管理に関する面接を実施するだけでなく、直接学校に出向き、その本人や管理職の方々に対し、「家庭サービスも大事であり、なるべく休暇を取って、健康管理に努めていただきたい。」と指導している例もある。

また、2点目の手当であるが、教職員に対しては、昭和46年に施行された特別措置法による4%の教職調整額がある。また、土・日曜日の週休日及び休日の部活動指導の場合には、4時間以上の勤務に対する手当もある。教職員の勤務の特殊性から、時間外における勤務に対する手当は一律の支給率となっている。

佐 竹 委 員 先生方は、志高く、誰から言われることなく、一生懸命に尽力されていると思う。その志を失墜させることのないよう、先生方に対しては、学校や県教委からのケア、学校内における校長先生や同僚の先生方からの声掛けなどを適切に対応していただきたい。今回の結果を見ると、一生懸命に取り組んでいる先生方には、本当に頭が下がる思いがあり、私たちが誇りに思わなければいけないと感じた。潤沢な手当とは言えないのかも知れないが、できるだけ志を高く持って取り組んでいけるよう配慮していただきたい。

福 利 課 長 委員御指摘のとおり、先生方には、みやぎの教育を志高く進めていただいている。その一方で、教職員の方々には、心身ともに健康な状態で教育に携わっていただきたいと考えており、その健康管理面については、我々も特に重要視している。従来から実施している相談業務や健康管理に関する説明会や研修会等もあるため、それらを充実させながら、教職員の健康管理に努めていきたい。

青 木 委 員 調査の母数となる対象者数が分からない。例えば、11月の高等学校では511人が

該当しており、その割合が12.4%であるため、対象者は約10倍の5,000人程度になると思う。また、中学校は10人で31.3%であり、対象者は約30人となる。対象者の人数は、そのような考え方で捉えて良いか。

福 利 課 長

高等学校における全教職員数は、73校で4,131人であり、その12.4%となる511人の方が、月80時間を超えた者となる。次の特別支援学校では、17校の全教職員数が1,545人であり、該当者は2人であったため、割合は0.1%となる。また、中学校の数値であるが、これは県立中学校2校を対象としているため、32人の教職員が対象となる。あくまでも県立学校の教職員を対象としていることから、学校数の多い高等学校は対象者数が多く、それ以外の校種では少なくなる。

青 木 委 員

もう1点、学校にいる在校時間である。一般的な表現の“残業”に置き換えてもいいと思うが、月80時間の残業とすれば、1週間で約20時間の残業となる。週5日で割ると毎日4時間残業していることとなり、仮に、通常の勤務が午後5時に終了した場合でも午後9時頃まで在校していることとなる。ところが、「(2)時間数の割合」の数値を見ると、月160時間、月180時間以上に該当している方もいる。その数値には、土・日の残業時間も計上されていることと思うが、そこまでの時間になると、さらに日々の在校時間も遅くなっていると思う。月160時間以上に該当している方も10数人いるが、そのような過酷な状況下では身体を壊しても不自然ではないと思う。医師による面接を実施することも一つの方法であると思うが、学校内における仕事の進め方や分担を見直す必要があるのではないか。私も以前、土・日もないような残業をした経験があるが、そのような状態が何ヶ月も継続すれば、身体に支障を来す可能性があるため、健康管理以前の問題として、業務上の改善も含めた対策を行う必要があるのではないか。

福 利 課 長

月曜日から金曜日までの在校時間は、4時間から5時間の割合が一番多くなっている。各学校では、午前8時から8時半までの時間帯が出勤時間となっているが、その先生方は、始業より早い時間帯の午前6時半や7時頃に出勤している方が多く、そのような始業前における時間外勤務が発生していることが、教職員の特色とも言える。それに加え、正規の勤務時間終了後の在校時間として、午後7時から8時まで勤務している事例が多くなっており、それらを通算した在校時間が、月合計で100時間程度となる。また、月200時間の方々については、やはり土曜日・日曜日にも出勤し、例えば、部活動の指導や練習試合、あるいは共同研究等の時間が加算されている状況にある。

青 木 委 員

土・日の在校時間も算入しているとのことであるが、例えば、月の土・日が8日あったとして、1日当たり10時間在校していたとすれば、月合計で80時間となる。これでは、学校漬け、仕事漬けの状態であり、その進め方が本当に適正であるか疑問である。

福 利 課 長

土・日の在校時間は、部活動に従事している時間が一番多くなっている。先ほども申し上げたとおり、ほとんど休まない先生方に対しては、指定医師による面談を実施し、健康状況等も含めて確認したところであるが、その中には、「そのことが負担にはなっていない」と考えている方もおり、健康上の問題や家庭サービスなどの説明を行い、休養を取ることを促した。また、今回の数値は、9月から11月分の状況であるが、これは月によって、あるいは学校行事によっても変動するものである。福利課としては、その傾向を把握し、具体的な縮減に向けて速やかに対応していく必要があると考えており、これまで周知している時間外の縮減等も踏まえ、今後とも具体的な縮減に努めてまいりたいと考えている。

青 木 委 員

その取組については、早急に対応していただきたい。また、今回の結果について、160時間以上の該当者数は、9月は9人、10月が37人、そして11月は4人となっているが、この中で同一の方が重複して該当している例はあるのか。

福 利 課 長

そのような事例はないが、同一人で80時間を毎月超えている事例は比較的多くなっている。

青木委員 同一人が恒常的に残業している傾向にあるとのことか。

福利課長 そのとおりである。ただし、調査する月によって異なってくるが、10月は部活動の大会等に伴う時間外勤務が多かったが、その翌月は減少傾向にある。

青木委員 恒常的だとすれば、本当に身体上の問題が出てくる可能性がある。月100時間以上の残業が連続していれば、精神的にも不安定になってしまうのではないか。

教育長 ただ今、福利課長から御報告申し上げたとおりであるが、9月分の状況を把握した際に、1日も休みを取っていない方については、こちらから直接学校に出向き、本人や校長から状況確認している。「負担にはならない」と話していた方もいたが、「これは健康上の問題があるため、休みは取っていただきたい」と説明し、身体を休めていただくよう指導している。また、その方々以外にも、在校時間が極端に長い方、休みを取っていない方が、何人か該当しているため、対象となる方に対しては、その都度、個別に指導・助言することとしており、今後も継続して指導してまいりたい。また、月160時間を超える方々が一つの学校に複数いるような場合等、各学校の学校運営に関する見直しなどを含め、学校として対応できる部分がないか、校長に申し上げていきたい。

伊藤委員 関連であるが、教職員の方々の健康状態により、生徒に及ぼす影響も左右されるものと思う。過度の勤務が継続することにより、良い指導や授業ができるとは、とても思えない。この資料にあるように、恒常的な時間外勤務となっている先生方をAグループ、ほぼ日常の勤務時間どおりに帰宅されている先生方をBグループと仮定した場合、AグループとBグループの先生方の間で、学校内において、良好なコミュニケーションが図られているか疑問に感じた。また、そのような状態が混在している場合は、各学年の教育活動や学校全体の運営にも決して良い影響は与えないのではないかと思う。今回の集計データは、各教職員一人ひとりから収集したのか不明であるが、今回の検証結果をきちんと踏まえ、継続した健康管理対策を進めてほしい。

福利課長 なお、各学校に対しては、“くどい”と思われるほど周知及び指導していただくとともに、その適正化に係る特別の配慮をお願いしたい。

福利課長 今回の調査は、各教職員の自己申告による在校時間を集計したものであり、教職員の健康管理対策と時間外勤務の縮減を目的としているため、この調査の実施によって、教職員の負担とならないよう工夫した上で実施した。その記録方法は、各自のパソコンを立ち上げた際に、出勤時刻の入力と、前日の退校時刻を入力することとしている。日々の記録となるが、数分程度の作業時間であるため、通常業務の負担とならないよう配慮している。

青木委員 入力を忘れることもあるのではないか。

福利課長 可能性としてはあり得るが、そのような場合には、管理職による確認や、事後入力等でも構わないこととしている。

遠藤委員 2ページ目の「(3) 従事内容の概要」について、例えば、9月の高等学校では、「部活動・課外活動」が40.4%、「問題作成・採点」、「教材研究・教科指導」の順に高い割合を示している。その割合は、各教職員が主な1項目を選択しているのか、あるいは、部活が4割、問題作成は2割等のように、それぞれの従事割合を基に集計した数値となっているのか。

福利課長 前提として、月80時間を超えた方のみを対象としている。御覧のとおり「部活動・課外活動」から「その他」までの8項目があり、対象となる教職員に1日の中で主に取り組んだ業務を選択していただいております。複数の項目に該当する場合は、それぞれ選択することとしている。

遠藤委員 1項目を選択した場合と複数の項目を選択した場合が混在しているとのことか。

福利課長 対象となる教職員は、主に取り組んだ業務を選択することとなるが、委員御指摘のとおり一人で複数の項目を選択している事例もある。その場合には、すべて1カウントと

して集計し、延べ人数の合計値から各項目の割合を計算している。

遠藤委員 この割合から教職員数を単純に求められるものではないと理解して良いか。  
福利課長 そのとおりである。

遠藤委員 100時間以上の勤務時間となっている先生方が、どんな業務で忙しいのか、それぞれ個別に分析できるのではないかと感じたため伺った。

関連となるが、例えば、9月の高校の欄で「教材研究・教科指導」が16.6%となっている。その「教科指導」について、具体的にどのような業務に従事しているのか。その下の項目に「補習授業」もあるため、「教科指導」による時間外勤務に何が該当してくるのか思い付かなかったがいかがか。

福利課長 この項目は、教職員の従事内容の傾向を把握するため、主な8項目から選択することとしているが、その具体的な内容までは確認していない。

遠藤委員 もう1点、指定医師による面接について、例えば、県内または各地区に何人の医師がいて、どの程度の頻度で行われているのか、その体制や実施状況を説明願いたい。

福利課長 健康管理の面接については、本庁の産業医1名が行っている。その産業医は、仙台市内にある病院の医師であり、県庁内の診療所の非常勤となっている方である。面接の実施については、健康状態に関するチェックリストの記入や、定期健康診断等の過去5年分の結果を提出していただくなど、事前に該当者の健康状態を医師に確認していただいた上で、対象となる教職員に診療所で医師の面接を受けていただいている。その面接時には、本人に具体的な注意事項を説明するとともに、最終的には、面接を受けた方の所属に対し、その結果を通知している。また、実施頻度であるが、月2回の面接を実施している。その中で、希望する教職員の方に日程調整していただき、面接に臨んでいただいている。

遠藤委員 月2回の面接日には、1回当たり何人の教職員が受けられるのか。

福利課長 医師の日程等もあることから、1回当たり4人から5人程度となる。現在、毎月10人程度の教職員が面接を受けている。

遠藤委員 例えば、経過観察のように、半年後に再度面接を実施するなど、同じ先生が再度面接を受ける事例もあるのか。

福利課長 委員御指摘のとおり、面接の対象となる教職員については、1回の面接で終わることなく、その後の経過状況等を確認した上で、再度面接を実施することも重要であると考えている。今回の調査は、9月以降の3ヶ月分の実績を集計したものであり、今後も継続して集計・分析していく必要があると捉えている。今後、実施する方向で検討していきたい。

なお、3ページの「5 面接の実施状況等」には、面接を希望した教職員数や、その対応状況を記載しており、既に面接を実施した方もいる。その欄には、「重複」の項目もあるが、これは再度面接を受けた方を指しており、経過状況等を確認している事例である。

## (2) 学校評価等実施状況調査（平成23年度間）の結果について

(説明者：義務教育課長)

昨年12月下旬に文部科学省から公表された学校評価等実施状況調査（平成23年度間）の結果について、御報告申し上げます。

資料は、4ページから7ページとなる。

資料4ページを御覧願いたい。まず、「2 調査対象期間」であるが、この調査は平成20年度から3年に1度実施されており、今回は平成23年度間の実績値で調査したものである。

次に、「3 調査対象」について、本調査自体は全ての国公立学校等を対象としているが、今回お示しする本県及び全国の調査結果は、公立校の数値である。また、本県の数値は、仙台市を除いた数値となっ

ている。

次に、「4 調査結果の概要」の「(1) 自己評価の実施状況及び結果の報告状況と公表状況」であるが、実施校の割合は本県では100%となっているが、結果の公表校の割合では本県は92.1%で、全国よりも6.4ポイント下回っている。また、校種別に見ると、結果の報告校の割合において、本県の幼稚園は72.8%であり、全国よりも23.1ポイント下回っている。

資料5ページを御覧願いたい。「(2) 学校関係者評価の実施状況及び結果の報告状況と公表状況」については、実施校の割合は本県では88.7%で、全国よりも5.0ポイント下回っており、また、結果の公表校の割合についても本県は86.3%で、全国よりも6.1ポイント下回っている。校種別に見ると、実施校の割合において、本県の幼稚園は58.3%であり、全国よりも16.7ポイント下回っている。

次に、「(3) 学校評価の効果について」の「① 自己評価について」では、効果があると認識している学校の割合は、本県は4つの調査項目の児童生徒の学力向上、児童生徒の生活態度の改善、学校運営の組織的・継続的な改善、地域住民等からの理解と連携協力のすべてにおいて下回っている。一方、「② 学校関係者評価について」では、効果があると認識している学校の割合は、4項目のうち地域住民等からの理解と連携協力については全国より下回っているものの、それ以外の3項目は全国より上回っている。

次に、「(4) 「学校評価(自己評価)の評価項目」については、12の評価項目のうち教育環境整備、保健管理、教育目標・学校評価、安全管理等の8項目について、設定している学校の割合が全国と比べて上回っており、それ以外の情報提供、地域住民等との連携等の4項目について、設定している学校の割合が全国と比べてやや下回っている。

資料6ページを御覧願いたい。「(5) 学校関係者評価委員が評価にあたり行った活動」であるが、本県は全国と同様に、管理職との対話、学校行事の参観、授業参観を行った学校の割合が高いものの、ほとんどの項目で全国より下回っている。

続いて、「(6) 「学校評価結果の活用」の「① 自己評価」であるが、本県は、職員会議等で説明を行い、結果を共有した、職員会議等で改善の手立てについて話し合う機会を設けたと回答した学校の割合が高く、特に、特別支援学校では、職員会議等で改善の手立てについて話し合う機会を設けた学校の割合が全国よりも31.2ポイント上回っている。一方、保護者や地域住民等と改善の手立てについて話し合う機会を設けたと回答した学校の割合は8.6%であり、全国よりも11.6ポイント下回っている。また、「② 学校関係者評価」については、本県は全国と同様に、職員会議等で改善の手立てについて話し合う機会を設けたと回答した学校の割合は高いものの、それ以外は全国と比べて数値が低い状況である。

資料7ページを御覧願いたい。「(7) 学校に関する情報の提供」について、本県は、学校便りを作成して配布していると回答した学校の割合は90.1%で、全国よりも0.8ポイント上回っている。その一方で、ホームページを作成していると回答した学校の割合は、本県は57.3%で、全国よりも20.6ポイント下回っている。

最後に、「5 主な課題と今後の対策」であるが、「(1) 主な課題」として、①から④に記載のと通りの4点がある。

1点目は、自己評価結果の公表及び学校関係者評価の実施や結果の公表について、全国と比べ低い状況であることから、幼稚園や中学校をはじめ、各学校が一層推進を図り、信頼される学校づくりに取り組んでいく必要がある。2点目は、学校評価を実施することは効果があると認識している学校・園の割合が、全国に比べて低い状況であることから、学校評価の実効性を高めていく必要がある。3点目は、学校関係者評価委員が評価を実施する上で、管理職との対話、学校行事の参観、授業参観等を取り入れている学校の割合が、全国に比べ低い状況であることから、十分な情報提供や学校の公開などを行うことが重要である。4点目は、学校評価の結果を生かして、保護者や地域住民等に説明したり、話し合う機会を設けたりした学校・園の割合が、全国と比べ低い状況であることから、情報公開を推進しつつ、保護者や地域住民等と改善策について話し合うなど、連携を図った取組を一層推進する必要がある。

次の「(2) 今後の対策」であるが、これらの課題に対して、校長会議等に今回の調査結果を公表し、学校種ごとの現状や課題を共有して、各学校・園における学校評価の改善を促してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

全体的な印象として、本県の学校は、保護者や地域住民、商店街等、いろいろな部分を含め、その関わり方が決して高くないと感じた。今日の地域社会においては、学校も地域の一員であることから、地域の方々や保護者の方々に、さらに学校を知ってもらうため、足を運んでもらうような取組を、これまで以上に強化する必要があるのではないかと思う。具体的には、既に実践している学校もあるかもしれないが、学校行事、文化祭等の際に、地域の方々にも一緒に参加していただく、あるいは、学校における取組等について、地域の方々にも情報を発信することが必要である。そのためには、ホームページによる情報発信も一つの手段であるが、本県では、それを作成している学校の割合が、異常と思えるほど低い状況であった。おそらく、ホームページを作成できる専門的な職員がいない、あるいは、すべての学校に配置することが困難であるため、作成するまでに至っていないのではないかと思われる。全国と比べ20ポイントも下回っている状況は、各学校における良好な取組を、地域住民の方々に御理解いただける機会を自ら失っているものと思う。専門家を通じてなのか、教職員のIT技術の向上を図るのか、他県では既に実践できていることであるため、学校の情報発信力を高められるよう、前向きに取り組んでいただきたい。保護者あるいは地域の方々に情報が行き渡り、親しみのある身近な学校であることが、その健全運営にも大きく役立つのではないかと思う。

義 務 教 育 課 長

保護者や地域との連携等の割合が低いことは、委員御指摘のとおりである。この調査以外でも、地域住民あるいは保護者の方を活用した教育活動が低迷していると感じている。今後、その推進については、市町村教育委員会の教育長との会合等の機会を通じ、その強化を図っていきたいと考えている。また、学校のホームページの開設状況については、高等学校は100%であるが、小・中学校の開設率が低いため、全体としての割合も低い状況となっている。これも委員御指摘のとおり、ITスキルの堪能な職員が勤務している学校と、そうではない学校で、その発信力に差が出ている状況がある。今後、その部分も含めて市町村教育委員会と検討してまいりたい。

佐 竹 委 員

今回の調査結果については、私も衝撃を受けており、“がっかりした”というのが率直な感想である。県教委においても、家庭や地域と学校間の連携・協働を大きなテーマとして推進しているものの、それが浸透していない状況が浮き彫りとなって表れていると思う。この情報発信に関しては、その呼び掛け方が悪いのか、または周知不足なのか、もしくは受け止め方に問題があるのか、それらを大きな検討課題として受け止め、対応していく必要があるのではないかと感じた。「学校は地域が育てるものである」と考えているので、地域との連携を強めていただき、結果として、今回の調査等の統計上の数値が全国を上回れるよう、今後の啓蒙活動や呼び掛けなどに取り組んでいただきたい。

また、学校評価については、この結果に対する各学校・園の向き合い方が希薄ではないかとも感じた。この評価を基に、「ああ、こうだったんだ」、「これは有効なことなんだ」と認識を新たにしていけることが必要であり、見直す部分があれば速やかに取り組んでいただくよう、強く呼び掛けていただきたい。

義 務 教 育 課 長

委員御指摘のとおり、我々も、学校は地域が育てていくものと認識している。その地域と学校との連携については、やはり各市町村教育委員会の深い御理解と御協力がなければ進まないものと思う。この調査は平成20年度から実施しているが、その時点の幼稚園・学校関係者評価の実施率は10%であったが、その3年後となる今回の実施率は58%となっており、少しずつではあるが、そのような考え方が浸透しつつあるものと捉えている。しかし、まだまだ十分に満足できる状況ではないため、各学校には、学校評価に対する認識を新たにいただき、なお一層強力に、学校と地域との連携が強まるような取組に努めていきたい。

遠 藤 委 員

7ページの「(1) 主な課題」の②に「『学校評価を実施することは効果がある』と認

- 識する割合が全国と比べ低い状況である」と記載されているが、これの主な要因は何か。
- 義務教育課長 自己評価については、以前から、各学校の学校運営反省会等により取り組んでいるものと思うが、現状では、反省するだけに留まっており、具体的な改善策等を講じないまま行われてきたものと思われる。これは、学校評価が、P D C Aサイクルのチェック (C) に位置付けられていないため、次のアクション (A) に結びついていないことが一つの要因ではないかと考えられる。
- 遠藤委員 地域との関わりを重要視することが必要であると、多くの機会を通して説明されているが、学校に通う子どものいない家庭にとっては、学校で取り組んでいることが見えてこないと思う。例えば、回覧板等で、各家庭に「学校便り」が回ってくると、「学校では、こんなことをやっているのか」、「かつて自分の子どもは、この小学校を卒業した。現在の学校では、どんなことをやっているのだろうか」といったように、地域住民にも情報が行き渡り、学校における取組や行事等が見えてくる。「やっぱり、おらほの学校だ」と思われるような「学校便り」等による情報の提供や、自己評価の重要な部分を抜粋した概要版等を配布するなど、地域住民の親しみやすい学校を目指すべきである。そのような情報提供の在り方を考えた上で、地域に理解を求めていけば、地域と学校との結びつきも強まるのではないと思う。結びつきが強くなれば、学校を理解してくれる声も必然と強くなっていくはずであるため、効果的な情報提供に努めていただきたい。
- 義務教育課長 委員御指摘のとおり、「学校便り」は、各地区に配布し、回覧板等により供覧いただいている。小学校等に通学しているお子さんのいない家庭にも御覧いただいているとうが、併せて、地域住民に対する情報提供の在り方について、さらに工夫していく必要があると思う。先ほど御指摘のあったホームページを活用した情報提供等も含め、各学校で工夫しながら情報を発信していくよう、今後の会議等において促していきたい。
- 青木委員 学校評価の基本的な部分であるが、まず、自己評価として、各学校の先生たちが行うもの、そして、学校関係者評価として、学校とは別に評価する委員が組織され、それぞれ評価するものの2種類に大別されると理解して良いか。
- 義務教育課長 学校評価の方法については、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3種類に分かれている。一つ目の自己評価は、主に学校内の職員が自らの学校を評価するものであり、保護者のアンケートなども含まれる。二つ目の学校関係者評価については、保護者の方々や学校評議員の方々などに評価していただくもの、三つ目の第三者評価については、外部の方による評価となる。今回の自己評価については、主に先生方による評価として、自分の学校の教育活動の現状を把握し、どう改善していくべきか、そして、それらを学校運営に反映させるために実施しているものである。
- 青木委員 自己評価と学校関係者評価では、評価項目も異なるのか。
- 義務教育課長 学校によって異なると思う。自己評価については、資料に主な評価項目を記載しているが、約100項目を掲げて評価している学校もある。その評価については、「あまりにも調査項目が多すぎて、何が何だかわからない」とのことも指摘されているため、これから重点化、精選化していくことが必要である。また、学校関係者評価については、自己評価と同じような項目を設定している学校もあるが、先生方が自己評価した結果について、外部から客観的に評価していただくものであるため、項目を厳選した上で実施している。
- 青木委員 自己評価と学校関係者評価の項目が同じであれば、「自分たちはそう思っているけれども、外部から見たら違うんじゃないか」との対比ができると思うが、その項目が違う場合には、それぞれが評価しただけとなるのではないか。対比する必要がないのか分からないが、その関係性はどのようになっているのか。
- 義務教育課長 どちらの評価も、対比できる項目になっていると思うが、今回の資料は、全国で取り上げられている主な評価項目を掲載しているため、そのような違いが出てくるのではな

いかと思う。実際の項目については、各学校で工夫し、設定している。

青木委員 評価項目に違いがないことは理解したが、主な項目だけ抽出し、全国と比較することは疑問である。この資料では、全国と対比する構成となっているが、その視点で分析することは妥当であるのか。

義務教育課長 自己評価による効果については、先生方の印象・感想等、情意的な部分が入っている数値であるため、一つの指標として捉えていただければいいが、学校関係者評価は、信頼される学校づくりの一つの手段となる。その評価結果を基に、教育活動等を充実させていくことが重要であり、他県等の先進的な取組等を参考に改善や対策等に活用していくこともできる。

青木委員 例えば、5ページの「(4)学校評価(自己評価)の評価項目」では、「教育課程・学習指導」は96.8%となっているが、これは、「教育課程・学習指導」に関する自己評価を実施した学校の割合であるのか、または、高い評価となっていることを示しているのか。

義務教育課長 96.8%の学校で「教育課程・学習指導」を評価項目としていることを示している。

青木委員 逆の視点で見れば、「教育課程・学習指導」を評価項目としていない学校が3.2%あるとのことか。

義務教育課長 そのとおりである。

青木委員 その項目は、全国とほぼ同じ数値となっているが、やはり各学校とも100%となることを意図するものであるのか。

義務教育課長 「学習指導」や「生徒指導」、「安全管理」については、100%に近い割合となるべきと考えている。

青木委員 「生徒指導」については89.0%であり、残りの11.0%の学校では評価項目に設定していないこととなる。それを踏まえ、先ほどの「教育課程・学習指導」の評価項目を見ると、3.2%の学校で評価していないこととなり、企業に置き換えれば、「会社の売上をチェックしていない企業が3.2%もある」とも考えられる。それでは、経営が成り立たない酷い状況であると思う。これは、「3.2%しかない」と捉えるのか、「3.2%もある」と捉えるべきか。

委員長 全国もほぼ同様の数値となっており、全国的な傾向とも言えるのではないか。

青木委員 全国にしても、宮城県にしても、学校運営において、そのような状態は自然ではない。

義務教育課長 委員御指摘のとおり、教育の本質である「学習指導」を評価項目に加えていない学校があることは、とても不自然な状態であると思うが、調査に対する回答の中で、学校側の記載漏れということも考えられる。また、自己評価の評価項目には設定していないものの、各学校では、各学期末、各年度末には必ず「学習指導」に関する分析等を実施していると思う。この調査では、「教育課程・学習指導」は96.8%となっているが、実態としては、100%になっているものと思われる。

青木委員 やはり100%となるべき項目と思われるので、常に到達していただけるよう取組を強めていただきたい。

委員長 大震災の発生を受け、保護者や地域住民の方々は、学校に駆けつけて避難所運営を手伝っていただいたり、被災した学校の校庭を整備していただいたりするなど、地域と学校の関係が非常に密接であったと記憶している。そのような行為が自然に出てきたことは、それ以前から、地域や保護者と良好な関係を築けていたからではないかと思われる。しかし、その良好な関係は、学校や地域にとって、あまりにも当たり前の状態であり、普通であるが故、気付いていなかった学校もあるのではないかと思う。そのような普通の良い関係であることが、今回の調査にも表現されているのではないか。

義務教育課長 委員長御指摘のとおり、地域と密接な関係を持って運営している学校は、随所で見受けられる。まさに、震災発生後の非常時にも、地域住民や保護者の方々に助けていただ

いた事例は、多くの学校で見受けられていた。今後も、そのような良好な関係を築いていける学校が増えるよう、地域との連携を常日ごろから図っていくことは、とても重要なことだと考えている。

教 育 長

学校評価については、その結果を基に、次の年度の学校改善に結びつけることが一番の狙いである。今回は、全国の数値と比較した上で、全国に対する本県の傾向をお示ししたが、本質的に重要な部分はそのにあると考えている。先ほど御指摘のあった「教育課程・学習指導」に関する評価項目がない場合には、何を基本に見据え、学校の改善に向けて取り組んでいくのか分からなくなる。今後、市町村の教育長と話し合う機会もあるため、今回の調査結果等も示しながら、学校の改善に直結する実効性のある取組を進められるよう働きかけていきたい。

### (3) 平成25年度学齢超過者の編入学受入について

(説明者：特別支援教育室長)

平成25年度学齢超過者の編入学受入について、御報告申し上げます。

資料は8ページとなる。

「1 制度の概要」であるが、この制度は、昭和54年の養護学校の義務化以前に、障害のために小・中学校への就学を猶予または免除された方々に対して、教育の機会を提供することを目的に、平成23年度から希望者を対象として、小学部及び中学部各1年間の課程により、特別支援学校への編入学を受け入れるものである。

次に、「2 申込者数」については、当初より、平成22年から平成24年までの3年にわたり募集を行うこととしていたが、最終の平成24年の募集において14人の応募があり、合計で49人から申込をいただいている。

次に、「3 受入者数」であるが、これまで、西多賀、山元、光明及び名取の各支援学校において、毎年3人程度を受け入れており、平成25年4月の編入学予定者を含めると計26人となる見込みである。

なお、編入学が平成26年度以降となってしまう方々が23人となるため、希望者の年齢も踏まえつつ、受入人数等の調整を図り、早期に御希望に添えることのできるよう取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

「2 申込者数」と「3 受入者数」を比較すると、申込者数の合計が14人で、受入者数が8人であり、残る6人の方々は受け入れることができなかったと思う。今後、その6人の方々に対しては、どのように対応していくのか。

特別支援教育室長

平成22年から平成24年までの3年間で募集し、支援学校4校で、毎年3人程度の受入を進めてきたところである。しかし、申込者全員を受け入れられる体制が整っていないため、入学までお待ちいただいている状況であるが、その待機者全員が義務教育課程を修了できるよう順次進めており、平成25年4月時点における入学待機者は23人となるが、なるべく早期に受け入れられるよう取り組んでまいりたい。

佐 竹 委 員

各学校ともに約3人の受け入れとなっているが、山元支援学校では、平成24年度の申込者はないものの、受入者数は3人と記載されている。これが待機者の受入であると思うが、その受け入れに関する基準はあるのか。例えば、申込者数計13人のうち3人を受け入れることとしているが、その受入者の人選はどのように決定しているのか。

特別支援教育室長

平成23年度から開始した取組であるが、その受入については、訪問教育の枠組みの中で、訪問学級1学級を編制して対応している。現行制度においては、1学級につき定員3人となることから、同程度の編入学者を受け入れている状況である。その選考に当たっては、年長者の方から順次受け入れることとしている。また、現在就学している方の中で、最高齢の方は70歳であり、山元支援学校に編入学している。

遠 藤 委 員

「3 受入者数」について、名取支援学校の中学部に平成25年度に1人編入学する

特別支援教育室長 こととなっているが、これは、小学部を経ずに直接中学部に編入学した事例であるのか。  
遠藤委員 小学校の段階は修了しており、中学校に入学する時点で就学免除になった方である。  
特別支援教育室長 西多賀支援学校の平成26年度以降の待機者は19人となっており、毎年3人の編入学をしても、最長の待機者は約6年待つこととなる。そのような待機者の解消に当たり、今後どのような計画で進めていくこととしているのか。  
特別支援教育室長 現時点では、具体的な学級編制までの検討は行っていないが、待機している方々が高齢であることを考慮し、早期に御希望に添えるような手立てを検討していく必要があると捉えている。今後も早期受け入れに関する検討を進めてまいりたい。

#### (4) 通学路における緊急合同点検の結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

通学路における緊急合同点検の結果について、御報告申し上げます。

資料は、9ページから10ページとなる。

資料9ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、平成24年4月以降、京都府及び千葉県で、登下校中の児童等の列に乗用車が突入し、死傷者が発生するという痛ましい事故が相次いで発生したため、通学路における交通安全を一層確実に確保する観点から、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路の安全対策を講ずることとなった。このことを受け、本県においても、市町村教育委員会、学校、道路管理者及び警察署の関係機関が連携し、通学路の緊急合同点検を行い、具体的な安全対策を講ずることにより、児童等の通学時の交通安全に資することとしたものである。

「2 実施対象校」は316校となる。

次に、「3 点検結果」については、表を御覧願いたい。この内容は、平成24年11月30日までに各市町村教育委員会から報告を受け、県関係課で確認の上、まとめたものである。

なお、「(3) 対策必要箇所数」の内訳に記載している括弧内の数値については、平成24年11月30日現在で対策が完了した箇所数となる。また、複数で対策を実施した箇所または実施予定の箇所もあり、その数値は重複計上している。

まず、「(1) 実施学校数」は313校となったが、実施対象校316校のうち亘理町立荒浜小学校、南三陸町立志津川小学校及び伊里前小学校では、震災の影響により、通学区等の復旧が完了していないため、今回の点検は実施されず、3校減となっている。

次に、「(2) 実施箇所数」は849箇所であるが、「点検した箇所の例」に記載しているように、登下校時の交通量が多い箇所、交通量が多く歩道・車道の区別がない箇所、バス停付近等で見通しの悪い箇所、信号機や横断歩道の設置状況等から点検が必要と判断した箇所となる。

資料10ページを御覧願いたい。「(3) 対策必要箇所数」は833箇所であり、1校当たりの平均箇所数は2.66箇所となる。これは、「(2) 実施箇所数」のうち、市町村教育委員会が中心となり、点検の結果、道路管理者及び所轄警察署からの技術的な助言を得て具体的な対策を検討し、対策を講ずる必要があると判断した箇所数となっている。その833箇所のうち、11月末現在で計画的に対策を講じた箇所数は345箇所であり、今後対策を講じる予定の箇所数は488箇所となる。

なお、具体的な対策については、「① 学校及び市町村教育委員会による対策」として、通学路の変更、教員、PTA、ボランティアによる立ち番指導及び通知等、「② 道路管理者による対策」として、防護柵の設置、路肩のカラー化、路面標示等、「③ 警察による対策」として、信号機の設置及び改修、横断歩道等の標示、速度規制等がある。

最後に、「4 今後の対応」であるが、各学校では、これまでも交通安全教室の開催やボランティア等による交通安全指導が行われているが、合同点検後においても、学校だよりなどによる保護者あての注意喚起や地区懇談会の開催等、なお一層の交通安全対策の徹底を図ることとしている。また、対策を講じる予定の箇所については、各市町村教育委員会、道路管理者及び警察署の関係機関が連携を図り、改善策を講じていくよう引き続き進めてまいりたい。さらに、県教委としては、平成24年10月に作成した「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、発達段階に応じた体系的な交通安全教育の推進に努めてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

遠藤委員 大震災後の町の様子については、多くの建物が取り壊され、空き地が多くなっているとの印象を受ける。通学路についても、それまで車が通らなかった道路の交通量が多くなったり、空き地だった場所にコンビニができたりするなど、歩行者の安全が確保しにくくなっている。そのような町の変化が随所に見受けられていると思うが、地域状況について、地域の懇談会等で取り上げていただくなど、その状況に速やかに対応できるような対策を講じていただきたい。

スポーツ健康課長 委員御指摘の内容については、今後開催する研修会や市町村教育委員会、局長会議等で御説明させていただき、関係機関に伝達の上、できる限り迅速な対策が図られるよう働きかけてまいりたい。

佐竹委員 「4 今後の対応」について、地区懇談会の開催や保護者への啓蒙はもちろんであるが、一番重要なことは、公の方々だけではなく、地域全体で取り組んでいけるシステムを構築していくことである。今回の合同点検の結果だけではなく、危険な箇所は随所であり、地域の方の中には、それに気づいている方もいらっしゃると思う。教育委員会として、地域の方々から情報を収集できる仕組みを作り上げていくことも必要ではないかと感じている。それには、地域住民だけではなく、地域にある諸団体等を活用し、そこから意見を吸い上げていくことも一つの方法ではないかと思う。それが本来の地域密着であり、交通事故だけではなく、子どもたちの通学路の安全確保にもつながるのではないか。子どもたちが安全に通学し、安心して生活できるような状況を地域から構築していくことが大事である。学校と直接的な関係のない方々からの情報として、「この前、こういうことがあった」、「あそこは気をつけなきゃいけないから、今度ボランティアの人に立ってもらったほうがいいんじゃない」などの話を伺っているので、そのような地域住民の意見も大切にしつつ、必要な取組を進めていただきたい。

スポーツ健康課長 現在、地域の学校安全ボランティアの御支援をいただき、防犯を主とした「学校スクールガード」の方々に、子どもたちの登下校を見守っていただいている。そのような体制も活用しながら、地域とより一層の連携を図っていきたい。この件についても、先ほど申し上げた市町村教育委員会等との会議の場で取り上げてまいりたい。

伊藤委員 佐竹委員の意見に関連するが、「4 今後の対応」について、今後対策を講じる予定の箇所数が488箇所あり、まだまだ対策を必要としている箇所が存在している。これについては、歩道や防護策の設置、信号機の設置等、予算を伴うハード面と、佐竹委員の意見にもあったように、地域の協力を得ながら進めていくソフト面の大きく二つに区分されると思う。そこで、二つ目の丸印に「連携を図り、引き続き改善策を講じていく」とあるが、これは予算的な措置が伴うことから、具体的な計画は提示できないと思われるが、その対策については、関係される方々で十分調整していただいた上、子どもたちの安全確保という視点から早急に進めていただくよう強く要望したい。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおりであり、ハード的な対策については、警察の所管する部分と、道路管理者の所管する部分がある。それぞれ補正予算等により、通学路の安全対策に係る予算を編成している状況であると聞いている。通学路の安全対策を始めとした安心・安全な学校運営のためには、関係機関が継続的に連携していくことが非常に重要であると捉えており、今後とも三者連携の上、必要な対策を講じてまいりたい。

青木委員 通学路の中で、歩道と車道が明確に区別されているところは比較的安全であると思うが、学校に通学するためには、どうしても横断歩道を渡る箇所があると思う。横断歩道のある場所では、路面標示等により、その存在をドライバーに知らせてはいるが、例えば、その前後の道路上にかまぼこ型の障害物等を設置して、その付近を通過する車両の速度を半強制的に低下させることはできないか。例えば、常時設置するのではなく、取

り外すことのできるような構造とし、通学時間帯だけ設置することはできないものか。思いつきの意見とはなるが、硬化プラスチックやゴム等の製品を開発し、通学路の安全対策に役立てられないかと思う。石巻地区でも、校門前の横断歩道で交通事故が発生しており、何らかの対策を講じられないかと考えていた。道交法や開発メーカーなどの問題もあるので、今後、関係機関等と打合せする際の一つの検討材料としてはどうか。

スポーツ健康課長

道路に関連するため、道路管理者や警察との調整が必要となる。また、製造・販売メーカーなどの関係もあることから、今後、関係機関と情報交換することとしたい。

## 10 資料（配付のみ）

### （1）平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

#### （その他：体罰の問題について）

佐竹委員

最近、報道等で話題となっている体罰の問題について、本県における現状はどうなっているのか。例えば、校内であれば、始業から終業までの時間だけではなく、部活動の時間を含めて把握している、あるいは、体罰の存在を認識しているかなど、その現状を伺いたい。また、その問題がある場合に、何らかの対策を講じていたり、子どもたちなどに呼びかけていたりしているなど、把握していれば説明願いたい。

教職員課長

1点目の本県の現状であるが、体罰を行った者の処分あるいは措置の状況の観点から申し上げる。直近の平成21年度から平成23年度の3年間の事例となるが、懲戒処分に至った案件あるいは懲戒処分まで至らない訓告等の措置を行った案件として、管理監督責任を問われて処分等を行った者を含めて、16件19人である。

また、2点目の対策や取組であるが、県教委としては、これまでも各種会議、研修会等を通して指導を強化するとともに、服務規律の徹底を図るための資料を配付した上、体罰の防止も含め、管理職から各職員に対して直接指導をしてきたところである。今回、大阪市の事案もあったため、今後も様々な機会を通じ、改めて体罰防止に係る重点的な取り組みを進めてまいりたいと考えている。近日中に、学校長を参集する会議等もあるため、その場において、改めて服務規律の確保とその徹底を図ってまいりたい。また、大阪市の事案は、運動部の活動中における体罰の問題であったため、今後、部活動の指導の在り方に関する通知の発出等も含めて検討してまいりたい。

次に、体罰の実態把握について、まだ正式には届いていないが、都道府県教育委員会等で調査を行い、国が、その調査結果の報告を求めるとの動きもあるため、それらも踏まえつつ、実態を把握できる調査方法の在り方を検討してまいりたいと考えている。

スポーツ健康課長

運動部活動を所管する立場から補足申し上げる。県教育委員会では、平成23年3月に、「運動部活動指導の手引」を作成し、体罰防止に関する内容も定め、各学校等の指導に取り組んできたところである。その内容の一部を読み上げると、「指導者と生徒の信頼関係が構築されていたとしても、体罰は絶対に許されません。より高い目標の達成を目指して厳しい指導になっても、感情の高揚を押さえ、冷静に生徒を指導しなければなりません。指導者自身が個に応じた指導法を勉強し、時間や言葉を含め威圧的な指導にならないよう明るく生徒に接し、主体的に取り組める環境づくりに励みましょう。褒める部分を探し、豊かな包容力で生徒を指導しましょう。」と記載している。この指導の手引も活用し、先ほど教職員課長も申し上げた校長会や研修会等を通じて、体罰の防止や適切な部活動の指導の在り方について、指導してまいりたいと考えている。さらに、各学校においては、顧問会議等の開催を指導するなど、教職員間で認識を共有し、学校全体で体罰防止の徹底に努めていくよう促してまいりたい。

佐竹委員

先ほどの説明の中で、3年間で16件の案件があり、19人が処分等されたとあった

が、その案件の発覚した経緯を説明願いたい。

教職員課長 様々なケースがあるが、基本的には学校からの報告であり、個別の案件毎に、処分の対象となる案件であるか調査している。その結果、先ほど申し上げた処分等を行ったものである。

佐竹委員 学校側で体罰の問題を認識し、各学校から県教委に報告されているものと理解した。その一方で、今回の大阪市の事案のように、体罰の問題に関し、学校では認識していなかった、あるいは、認識していても黙っていたとのケースも存在するのではないか。今回の事案の解決に当たり、学校では、その生徒に対する体罰の有無について、アンケート調査を行っていたが、同様の調査を宮城県で実施する可能性はあるのか。

教職員課長 現在、国において、体罰の現状に関する各都道府県教育委員会に報告を求める動きもあるため、生徒に聞く方法が良いのか、どの範囲まで調査すべきか、その調査方法も含めて検討することとしている。まずは、国の状況等を確認しながら検討してまいりたい。

佐竹委員 事故が発生してから対処するのでは、後手の対応となるため、本県の取組については、全国に先駆けて実施していただきたい。また、調査方法等については、国の方針等もあると思うが、是非前向きに検討していただきたい。

教職員課長 先ほども申し上げたとおり、体罰は絶対にあってはならないこととして、様々な場や機会を通じて、その徹底を図っていくこととしている。また、アンケート調査の実施方法等についても、どのような内容で実施することが適切であるのか検討してまいりますが、まずは、体罰を起こさせないことが大事であるため、その防止策等を徹底してまいりたい。

教育長 教職員課長が申し上げたとおり、3年間で16件19人の処分等をしている事実がある。そのような状況の中で一番大事なことは、部活動も含め、学校の教育活動の場面で体罰が起こらない状況を作り出すことだと捉えている。そのことを最優先の課題として注意喚起し、体罰による事故が発生することのないよう万全を期してまいりたい。

青木委員 大阪の事案を考えると、その高校の体育科に入学した場合には、必ず運動部に所属することになるようだが、何らかの理由により運動部を辞めなければならない場合、学校に自分の居場所がなくなり、必然的に退学せざるを得ない状況が生まれてくるのではないかと思う。そのような仕組みでは、子どもたちの逃げ場がなくなってしまう。その学校には、そんな風潮があったのではないかと推測しているが、本県の状況はどうなっているのか。

スポーツ健康課長 本県でも体育科を有する高校が2校ほどあるが、私が知り得る範囲では、運動部に所属することが基本になっていたと思う。ただし、仮に運動部を辞めた場合であっても、転部等の措置があり、そういった対応も含め、部活動を辞めることが学校を辞めることにつながるような措置を講じていると聞いている。

青木委員 バasketを希望して入学した子どもが、そこを退部した場合、例えば、バレーやテニス部に転部し、さらに活動していけるのか疑問がある。体育部に所属させる仕組みでは、逃げ場がなくなり、さらに追い込む可能性があると思うがいかがか。

スポーツ健康課長 例えば、体育科を有する学校には、ウェイトリフティング等の部活動も設けられている。中学校では設置されていない部活動もあり、完全な受け皿とは言えないかもしれないが、学校でも工夫しながら取り組んでいると聞いている。

教育長 本県では、柴田高校が体育科を創設し、その後、利府高校にスポーツ科学科を設け、子どもたちの運動能力の向上等に取り組んできた。その利府高校のスポーツ科学科の設置に当たっては、怪我等により活動を継続することができなくなるケースや、人間関係等で部活動を続けられなくなるケースなどに対応するための検討を行い、そのような挫折を経験した者が指導者になることも大事ではないかとの結論に至った。そのような視点から、利府高校では、医師に学校の講師を依頼し、子どもたちに指導する体制を整え

ている。基本的には運動部に所属することとなるが、先ほどスポーツ健康課長から御説明申し上げたとおり、部活動を継続することができなくなった生徒に対しては、柴田、利府両校ともに、個別に対応しながら学校生活を継続していけるよう配慮しているところである。

なお、御指摘いただいた内容については、今後も教育委員会と学校が一緒になって考えていくことが必要であると考えている。

青木委員 配慮されている状況は理解したが、精神的に追い込まれる前に、体罰等に関する調査や体育科の部活動に関する仕組みの構築等について、早急に対応していただきたい。

佐竹委員 今回の大阪の事案では、体罰の問題だけではなく、子どもたちの責任感やメンタル的な部分に対するケアも必要ではないかと感じた。例えば、監督に認めてほしいのに、監督の言葉が心の中に刺さることもあると思うので、やはり表面的な部分だけではなく、内面的なメンタル面にも手を差し伸べることが大事である。今回の生徒は、バスケット部のキャプテンであり、部活動に取り組む中で、バスケットボールを続けたかった、キャプテンを続けたかったという強い意志や責任感等が重責となり、自身の命を絶ってしまったのではないと思われる。そのような内面的な問題に対しては、例えば、マネージャーや顧問、カウンセリングの先生等、学校内に相談できる体制があると思うので、それらを有効活用・有効利用できるよう周知するなど、一人で悩まず、一人で苦しまないよう、気軽に相談できる環境を整えていただきたい。今回の事案も、何らかの解決策があったのかもしれない。

学校や各家庭、そして部活動に関係する方々にも呼びかけていただき、一人ひとりのかけがえのない大切な命であることを意識し、こんな悲しい事件が二度と発生することのないよう取り組んでいただきたい。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおりである。子どもたちの心のケア、部活動指導者の研修等も含め、十分に検討してまいりたい。運動部活動の目標の一つに勝利することもあるかと思うが、その部分だけに集中することなく、目標達成のプロセス部分にも重点を置き、人間性の形成に資する活動となるよう、研修会等で指導してまいりたい。

佐竹委員 子どもたちの夢を潰さないように、夢を育んでいけるような部活動であってほしいと願っているので、そのような視点を大事にした取組や指導等を進めていただきたい。

#### (その他：アレルギー反応による給食事故について)

佐竹委員 もう1点確認したい。これも数日前の報道による情報であるが、食物アレルギーのある子どもが、管理栄養士が作ったアレルギー反応を引き起こさない給食を食べた後、おかわりをしようと、見た目の変わらない通常の給食を食べたところ、その中に含まれていた一部の食材によりアレルギー反応を引き起こし、その後に亡くなってしまった痛ましい事故があった。

本県の給食については、どのような配慮がなされ、そのような事故の未然防止となる対策が講じられているのか伺いたい。

スポーツ健康課長 その事故については、我々も報道から知り得た情報程度しか持ち合わせていないが、委員御指摘のとおり、給食のおかわりをした際に、他のお子さんと同じ給食を食べたため、不運な事故が発生してしまったと認識している。

本県における学校給食については、基本的には学校設置者である市町村教育委員会の所管となるが、通常の給食からアレルギー反応のある食材を除いて提供しているケースについては、県教委でも状況を確認している。現状においては、ほとんどの市町村で、除去食あるいは代替食による代用等、それぞれ対応している。また、そのような情報は、学校栄養職員だけが認識することなく、管理職、担任、養護教諭等の学校内のすべての関係職員で共有することが大事である。さらに、食物アレルギー反応のある子どもたち

に対しては、個別に配慮する体制を整えていくことが必要である。

なお、食物アレルギーに関しては、学校保健会と連携を図り、平成23・24年度それぞれに県内5箇所で開催してきたところである。その研修会については、次年度以降も同様に継続してまいりたいと考えている。

佐竹委員 そのような取組については、是非今後も継続していただきたい。中でも、情報の共有は非常に大事なことであり、管理栄養士等の特定の方だけが認識していることなく、例えば、給食当番となる子どもたちにも認識させておくことも、場合によっては必要であると思う。また、給食時には、その子どもの動向を常に把握しておく必要があると思うので、管理監督できる体制についても万全を期していただきたい。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおり、それらの対策については、今後も継続して進めてまいりたい。また、各市町村教育委員会に対しても、実態に即した対応等が図られるよう指導してまいりたい。

#### 11 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成25年2月13日（水）午後1時30分から開会する。

#### 12 閉会 午後3時45分

平成25年2月13日

署名委員

署名委員